

石国保第483号
令和5年11月8日

石狩市国民健康保険運営協議会
会長 築田 敏彦 様

石狩市長 加藤 龍 幸

第三期石狩市国民健康保険データヘルス計画及び第四期石狩市
国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定について（諮問）

石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に
基づき、下記のとおり諮問します。

記

第三期石狩市国民健康保険データヘルス計画及び第四期石狩市国民健康保険
特定健康診査等実施計画を策定するため、貴協議会の意見を求めます。

令和6年2月22日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会 長 築 田 敏 彦

第三期石狩市国民健康保険データヘルス計画及び第四期石狩市国民健康保険
特定健康診査等実施計画の策定について（答申）

令和5年11月8日付け石国保第483号で諮問を受けた事項について、下記のとおり答申する。

記

第三期石狩市国民健康保険データヘルス計画は、健診データ等の分析により本市国民健康保険被保険者の特徴や健康課題を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施するために策定するものであり、本計画に基づく特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上や糖尿病性腎症重症化予防など、各保健事業の着実な実施により、被保険者の健康保持増進や中・長期的な医療費の適正化を実現することが可能であると認められることから、諮問の計画案は妥当であると判断する。

第四期石狩市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、特定健康診査及び特定保健指導を効果的かつ効率的に実施し、本市国民健康保険被保険者における生活習慣病の発症や重症化を予防するために策定するものであり、計画の着実な実施により、被保険者の生活の質の維持・向上が可能となるものであると認められることから、諮問の計画案は妥当であると判断する。